

# 令和元年度第1回新潟市障がい者施策審議会 会議録

## 【日 時】

令和元年9月5日（木曜）午前10時から正午

## 【場 所】

白山会館2階 胡蝶の間（新潟市中央区一番堀通町1-1）

## 【出席者】

### <委 員>

有川委員、松永委員、石川委員、富田委員、高井委員、角田委員、佐藤委員、  
片桐委員、宇治委員、多賀委員、萩原委員、広岡委員

計12名

（欠席委員：本間委員、熊谷委員、松井委員）

### <関係課>

こども政策課、こども家庭課、児童発達支援センター、こころの健康センター、  
学校支援課、各区健康福祉課

### <事務局>

福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

## 【傍聴者】

3名

## 【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 福祉部長挨拶・・・・・・・・ p 3
3. 議事・・・・・・・・・・ p 4
4. 報告事項・・・・・・・・ p 20
5. その他・・・・・・・・ p 27

## 1. 開会

(司会：障がい福祉課 佐藤課長補佐)

少し時間は早いですが、皆様お揃いになりましたので、ただいまから、令和元年度第1回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。私は、本日の進行を務めます、新潟市障がい福祉課課長補佐の佐藤と申します。よろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、本日は当会議の今年度最初の会議となりますので、会議の公開および議事録の取り扱いについてご説明いたします。会議の公開についてですが、本市の指針により、会議は原則として公開することとしておりますので、この会議についても傍聴が可能となっています。

次に、報道機関についてですが、報道機関による取材が入る場合もございます。本日、報道機関の方が来られています。撮影については、議事に入るまでの間として、ご了承くださいたいと思います。

当会議の内容については、議事録を作成し、後日ホームページなどで公開することとなっておりますので、よろしく願いいたします。議事録作成のため、録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には、職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが、挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、資料の確認をお願いしたいと思います。事前にお送りしたものと

- ・次第
  - ・出席者名簿
  - ・座席表
  - ・【資料1】第3次新潟市障がい者計画進捗状況
  - ・【資料2】第5期障がい福祉計画数値目標達成状況
  - ・【資料3】第5期障がい福祉計画のサービス見込み量に対する実績について
  - ・【資料4】新潟市手話言語条例の制定について
  - ・【資料5】共生のまちづくり条例に関する周知状況等について
  - ・【資料6】新潟市障がい者デイサポートセンター（通称：明日葉）について
- 以上6点となっています。

次に、本日机上配布した参考資料として、

- ・児童発達支援等の利用者負担の無償化について（チラシ）
- ・全国障がい者芸術・文化祭にいがた大会について（チラシ・ガイドブック）
- ・ヘルプマーク・ヘルプカードについて（チラシ）
- ・新潟市障がい者大運動会について（チラシ）

となっております。お手元にごございますでしょうか。無いようでしたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。

## 2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課 佐藤課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、佐久間福祉部長よりご挨拶申し上げます。

(佐久間福祉部長)

皆様、おはようございます。新潟市福祉部佐久間と申します。皆様におかれましては、日ごろより本市の障がい福祉施策につきまして、さまざまな場でご理解、ご協力を賜りまして、ありがとうございます。また、本日におきましては、ご多忙のところ本会議にご参加を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

この審議会は、障がい者施策全般につきまして、皆様からご意見を頂く審議の場でありまして、障害者基本法に定める「障がい者計画」、それから、障害者総合支援法に定める「障がい福祉計画」という、2つの計画の策定、そして進捗状況につきまして、監視、推進する場として、非常に重要な機関と位置付けられてございます。

本日は、議事内容といたしまして、平成 27 年度から令和 2 年度までが計画期間となっております「第 3 次新潟市障がい者計画」の取り組み状況、それから、昨年度が計画初年度でございました、「第 5 期新潟市障がい福祉計画」の進捗状況につきまして、ご報告させていただきますので、忌憚のないご意見を賜ればと考えております。

また、本市におきましては、昨年度、「新潟市手話言語条例」を策定いたしまして、この 4 月から施行したところでございます。条例の策定によりまして、手話の普及、理解促進に向け、本市の役割、そして市民の皆様方の役割等を明確化したことから、すべての皆様方が暮らしやすい共生社会の実現に向けまして、今後より一層、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、本日パンフレットをお手元にお配りしておりますが、今月 15 日から、「国民文化祭にいがた 2019」と一体で、「全国障がい者芸術・文化祭にいがた大会」が開催されます。県内各地でそれぞれの地域の特色を生かした催しが行われますが、本市におきましても、障がい者芸術に着目いたしまして、さまざまな催しを行うこととしております。障がいのある方もない方も共に楽しみ、交流を広げていただければ、そのような場を創出していきたいと考えております。委員の皆様におかれましても、この催しの成功にご協力をいただければと考えております。

結びになりますが、今年度も皆様からさまざまなご意見を頂き、本市の障がい福祉施策がさらに推進していきますよう、我々も一生懸命取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解とご協力、引き続きよろしく願いいたします。私からのあいさつは以上でございます。本日はよろしく願いいたします。

(司会：障がい福祉課 佐藤課長補佐)

では、続きまして、本日の委員の出席状況ですが、委員 15 名のうち、本間委員、熊谷委員、松井委員から欠席のご連絡をいただいております。12 名の委員の方々が出席されており、過半数を超えておりますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

次に、事務局につきましては、配布しました出席者名簿の裏面をご覧ください。この体制で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

### 3. 議事（１）第３次障がい者計画の進捗状況について 議事（２）第５期障がい福祉計画数値目標達成状況について

（司会：障がい福祉課 佐藤課長補佐）

それでは、これより議事に移らせていただきます。これからについては、有川会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（有川会長）

皆さん、おはようございます。大変時間が限られている中で、いくつか議事等ありますので、早速進めさせていただきたいと思えます。

本日の時間配分ですが、次第をご覧ください。次第「3 議事」については、（１）と（２）を事務局から一括で説明いただき、質疑応答と合わせて、おおむね1時間を予定しております。なお、本日、この会場ですが、後片付けも含めて12時半までしか借りられておりませんので、会議終了は12時とさせていただきたいと思えます。皆様、時間厳守にご協力をお願いいたします。

それでは早速、議事にまいりたいと思えます。議事の「（１）第３次障がい者計画の進捗状況について」と「（２）第５期障がい福祉計画数値目標達成状況について」、これについては事前に資料を配布させていただいておりますので、目を通していただいているかと思えますが、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

（事務局：障がい福祉課 長浜課長）

皆さん、おはようございます。新潟市障がい福祉課の長浜と申します。この議事の（１）と（２）、各計画の進捗状況、達成状況について、私から一括してご説明させていただきたいと思えます。資料が1から3までということで、少しお時間が長くなるかと思えますが、よろしくお願いいたします。それでは、恐縮ですが、座って説明させていただきます。

それでは、初めに資料1をご覧ください。こちらは、平成27年度から令和2年度までを計画期間といたしました、「第３次障がい者計画」の進捗状況として、計画の方向性に対する、平成30年度の実績をまとめたものになります。この計画自体は、取り組みの基本的方向性を定めたものでございまして、数値目標を具体的に定めたものではございませんが、新潟市におきましては、この方向性に沿って、各種取り組みを実施しております。現状、おおむね計画通りに進んでいると考えているところでございます。

本日は、この資料の左側の「施策の方向性」に対しまして、平成30年度はどのような取り組みを行ったか、資料右の欄の「取組実績」に記載されている中から、主な取り組みについて、かいつまんでご説明をさせていただきます。

はじめに、1ページです。「1 地域生活の支援」のうち「（１）相談支援体制の充実」という項目でございますけれども、こちらは1ページの①から3ページの⑦までございまして、主に相談窓口の運営や、関係機関の連携による支援体制の充実に向けて、取り組みを行ったところでございます。

まず、①「障がいのある人が身近な所で、いつでも相談や情報提供を受けやすい体制の整備」におきましては、主に市内4カ所に設置している、障がい者基幹相談支援センター

において、障がい者やその家族等へ、各種サービスの利用援助や情報提供等を総合的に行ったところがございます。また、こころの健康センターにおきましては、精神に障がいのある方や、その家族等を対象に、精神疾患やストレスによるさまざまな不安等に関する相談支援を実施いたしました。

続きまして、②「夜間を含めた常時の連絡体制の確保」におきましては、基幹相談支援センターや、相談支援サービスにより、相談連絡体制を確保したほか、地域生活支援拠点において、夜間や休日における相談や緊急時の対応を行い、24時間体制での支援を実施いたしました。

続いて、2ページをご覧ください。③と④は、「発達障がい、難病、強度行動障がいなどへの対応」ということとなります。初めに、発達障がいについてでございますが、こちらにつきましては、新潟市発達障がい支援センターや児童発達支援センターにおきまして、発達障がい者・児に対する相談支援等に取り組んだところがございます。

難病への対応としましては、在宅の難病患者とその家族に対する、保健師による訪問指導、それから新潟県・新潟市難病相談支援センターでの難病相談支援を実施したところがございます。

強度行動障がいへの対応といたしましては、支援者養成研修への参加にかかる費用の助成を行うとともに、実際に強度行動障がい者・児を支援する現場での研修の場を設けまして、適切に支援できる事業所および職員を増やし、強度行動障がい者・児および家族が安心して暮らせる環境の整備に努めたところがございます。

続きまして、4ページをご覧ください。「(2) 在宅サービスの充実」です。こちらでは居宅介護をはじめとする、各種サービスを引き続き提供するとともに、補装具費の支給や、日常生活用具の給付などを行い、在宅の障がい者のサービス向上を図ったところがございます。なお、日常生活用具につきましては、難聴児のための補聴システムという給付品目を、平成30年度新たに加えたところがございます。各種サービスの供給の実績につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。「(3) 経済的な支援」の項目では、特別障がい者手当や、障がい児福祉手当などの各種手当の支給や、福祉タクシー利用助成、自動車燃料費助成など、移動にかかる費用の助成を行ったところがございます。引き続き、各種手当の制度の周知に努めるとともに、限られた財源の中で、適切な支給を行っていきたいと考えております。

続きまして、7ページをご覧ください。「(4) サービス基盤の充実」では、障がい者の地域生活における居住の場や、日中活動の場となるグループホームや、生活介護事業所等について、整備費用の補助を行い、サービス基盤の整備を図ったところがございます。グループホームにつきましては、世話人の処遇改善や、重度障がい者の支援に対する補助を行い、障がい者が地域で自立した生活を送るための支援を行いました。また、精神障がい者の地域移行に向け、関係機関連絡会を開催し、支援者の人材育成や、ネットワークの構築を図ったほか、ピアサポーターによる普及啓発活動を行い、精神障がい者と地域住民、関係機関の支援体制の構築に取り組みました。

続きまして、8ページをご覧ください。「(5) 地域生活を支える人づくり」では、アルコールや薬物の依存に関する知識を深め、適切な援助法を学ぶ家族教室を開催したほか、

精神保健福祉ボランティアに関する普及啓発を行いました。また、精神保健福祉に関する基礎・専門研修を実施し、精神保健福祉業務に従事する支援者や、サービス事業者の技術向上を図ったところでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。「(6) スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援」でございます。こちらでは、知的障がいのあるメンバーで構成された和太鼓集団によるワークショップや、県内のアーティストを中心とした、障がい者アートの作品展などを開催したほか、スポーツの分野におきましては、障がい者スポーツの講習会や体験会の開催など、障がい者のスポーツ活動や社会参加機会の確保に向けた取り組みを行いました。

次に、10ページをご覧ください。「(7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実」では、手話通訳者や要約筆記者の派遣、養成講習会の開催など、意思疎通の支援に関する事業を引き続き行ったところでございます。

続きまして、11ページになります。ここからは「2 保健・医療・福祉の充実」という項目になります。

はじめに「(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援」では、基幹相談支援センターに配置している障がい児支援コーディネーターにより、障がい児に係る相談支援を実施いたしました。また、医師による発達相談会や、療育教室を全区で実施したほか、児童発達支援センターの専門員による巡回支援等を実施し、早期の気づきや支援につなげました。

続きまして、12ページをご覧ください。「(2) 医療およびリハビリテーションの充実」でございます。こちらでは、医療サービスを安心して受けられるよう、引き続き重度障がい者医療費助成、通称「マル障」と呼んでおりますが、こちらや、自立支援医療などの各種医療費助成を実施いたしました。

続いて、13ページから14ページの上段にかけてですが、「(3) 精神保健と医療施策の推進」では、こころの健康センターで、精神障がい者やその家族などの相談に対応したほか、自殺対策として、自殺未遂者本人や、その家族等に対して、電話、面接、訪問による支援や、関係機関との調整を行いました。また、アルコールや薬物などの依存症の再発防止を目的に、新潟県精神保健福祉センターと共催で、薬物依存治療回復プログラムを実施したところです。

続きまして、15ページから「3 療育・教育の充実」という項目になります。

「(1) 就学前療育の充実」では、本市の療育の中核的機関であります、児童発達支援センターにおきまして、発達相談、通所支援、地域支援を実施したほか、新潟市発達障がい支援センターJOIN（ジョイン）において、ペアレントトレーニングの技術習得を目的とした講習会を実施いたしました。

次の16ページの「(2) 学校教育の充実」では、個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めるため、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室等を整備するとともに、人的な支援として、特別支援教育ボランティアを引き続き配置したところでございます。また、進学や就労など、児童・生徒が希望する進路の実現に向け、年間を通して就学相談や進路相談等を実施いたしました。

続きまして、18ページをご覧ください。ここから「4 雇用促進と就労支援」という項目になります。

「(1) 雇用促進と一般就労の支援」といたしましては、新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」におきまして、一人一人の障がい特性に応じた、相談から定着までの一貫した伴走型支援を、関係機関と連携して実施をいたしました。また、障がい者雇用を行う企業等への支援として、『障がい者雇用にいがた企業探訪』の発行や、障がい者雇用支援企業ネットワーク「みつばち」と連携したセミナー等を開催し、障がい者雇用を推進したところでございます。

また 19 ページの④では、職域の拡大といたしまして、本市の特性であります農業を活かして、「新潟市あぐりサポートセンター」による、農家と障がい者のマッチングや、施設外就労を委託した農家への委託費用の助成など、農福連携に向けた取り組みを引き続き行ったところでございます。

続きまして、20 ページをご覧ください。「(2) 福祉施設等への就労の支援」では、1 点資料の訂正をお願いいたします。①の取組実績のところに書いてございます、4 行目から 5 行目にかけて、「福祉施設がイベント・バザー等へ参加する経費等の一部を補助する」ということが書いてあるのですが、こちらにつきましては、平成 29 年度で事業が終わっておりますので、平成 30 年度はやっていないということで、そこについては削除をお願いいたします。それ以外の部分といたしまして、授産製品の共同販売を行う「まちなかほっとショップ」を活用して、障がい者の就業や、障がいへの理解促進を図るとともに、市役所の各部署に対して、物品等を調達する際に、障がい者施設や、障がい者を多数雇用している事業者から優先的に調達するよう、働きかけ等を行いました。調達実績につきましては、資料に記載してございますが、前年度比おおよそ 3,000 万円の増となったところでございます。

続きまして、21 ページからは「5 生活環境の整備」という項目になります。「(1) 住宅環境の整備」では、空き家活用リフォーム推進事業として、空き家を住居として利用する際の改修を支援したほか、「福祉のしおり」を活用して、各種助成制度の周知に努めたところでございます。

それから「(2) 安心・安全なまちづくりの推進」では、新潟県バリアフリーまちづくり事業の一環として、視覚障がい者等を補助する信号機を整備したほか、鉄道駅におけるエレベーターや、多機能トイレの設置を支援したところでございます。

続きまして、22 ページをご覧ください。「(3) 防災対策および災害時支援体制の整備」では、要配慮者が利用する施設に対し、法令で義務づけられている災害時の避難確保計画の作成や、避難訓練の実施について周知して、対応を促したところでございます。

また、23 ページになりますけれども、「(4) 防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済」につきましては、障がい等で判断能力に不安がある方が、犯罪や消費者トラブルの被害に遭わないよう、「市政さわやかトーク宅配便」を活用して、講習を実施したほか、成年後見制度の周知に取り組むとともに、日常生活自立支援事業により、日常的な金銭管理などの支援を行いました。

続いて、24 ページになります。「6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進」に関する項目です。「(1) 障がいを理由とした差別の解消の推進」としましては、平成 28 年に施行いたしました、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」について、条例研修会や、イベント等での周知啓発により、市民の認知度向上に取り

組むとともに、市職員向けに研修会を実施いたしました。「(2) 権利擁護の推進」といたしましては、基幹相談支援センターによる差別相談対応や、成年後見制度の利用促進、新潟市虐待防止センターによる虐待防止事業を推進いたしました。

次の 25 ページの「(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及」につきましては、共生のまちづくり条例の周知に努めるとともに、教育委員会で作成をいたしました福祉読本『誰もが心豊かに暮らせるまちづくり』を活用いたしまして、学校での理解啓発に取り組みました。また、障がいのある人も、地域で安心・安全に暮らせるよう、道路や公共施設などのバリアフリー化の推進を全庁的に呼び掛けるなど、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための取り組みを行ったところでございます。

最後、26 ページになりますが「(4) 福祉教育の推進」につきましては、小・中学校において、特別支援学級や特別支援学校に通う児童生徒との交流および共同学習の機会を設けたほか、総合学習として、障がいのある方からの講話や、車いす体験などを取り入れ、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性を尊重し合える心を育むような取り組みを行いました。

また「(5) ボランティア活動の支援・推進」といたしましては、手話通訳者・奉仕員、要約筆記者等を養成するための講習会を開催し、障がい者の地域生活を支えるボランティア人材の養成に引き続き取り組んでいるところでございます。

第3次障がい者計画の実施状況について、はしりばしりてございましたが、以上になります。

続きまして、第5期障がい福祉計画の数値目標の達成状況についてご説明をいたします。この計画につきましては、平成 29 年度に皆様方からご意見をいただき、作成をいたしたところでございます。計画年度は平成 30 年度から令和 2 年度までの3カ年となっております。昨年度が計画の初年度となりますけれども、この資料の実績のところには、参考として第4期計画の最後の年度、平成 29 年度の実績数値も記載してございます。資料 2 をご覧いただければと思います。

この第5期障がい福祉計画では、全部で 13 の成果目標が設定されております。1つ目の目標が、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」ということございまして、平成 28 年度末の施設入所者数 623 人を基準として、令和 2 年度末までに 39 人、1年あたりの平均でいうと 13 人を地域生活に移行させることを目標としたというところでございますが、(2) の実績をご覧いただくと分かりますとおり、平成 30 年度の移行者数は、6 人ということになっており、社会資源や介護人材の不足などから、目標数値を下回っているという状況でございます。

この施設入所者の地域生活への移行につきましては、居住の場となるグループホームの整備も進んできておりまして、ここ数年で、受け入れ可能な定員数も拡大してきているという状況でございますが、施設入所者の高齢化や、障がいの重度化が進んでいることから、なかなか地域移行にはつながっていないという状況でございます。今後も、施設入所者が地域生活へ移行する際の居住の場となるような、重度の方に対応したグループホームなどの整備を重点的に行いながら、障がい者の入所施設などからの地域移行の促進を図っていきたくて考えております。また、自立支援協議会の相談支援連絡会に設置しております、

地域移行・定着班におきましても、施設入所者の地域移行について検討していく予定としております。

次に、2ページをご覧ください。ここから5ページの上段までが、障がい者の就労に関する成果目標となっております。2ページの「2 福祉施設から一般就労への移行」ですが、こちらは令和2年度の一般就労移行者を154人にすることを目標とするというものでございまして、過去最大実績であった、平成28年度の一般就労移行者140人の1.1倍以上にするという考えで、目標を設定したところでございます。

実績といたしましては、平成30年度の一般就労移行者数は、148人となっております。直近の2年間、平成28年度、平成29年度を上回る結果となったところでございます。引き続き関係機関などと連携しながら、令和2年度の目標達成に向け、取り組んでまいりたいと思っております。

続いて、3ページをご覧ください。「3 就労移行支援事業の利用者数」でございます。令和2年度末における、就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の利用者数154人に比べて、20%以上増となる185人にするという目標を設定しております。(2)の実績といたしましては、平成30年度の利用者数は197人となりまして、現時点では目標値を上回っているという状況です。

続いて、4ページをご覧ください。「4 就労移行率の3割以上の事業所の割合」でございます。こちらは、令和2年度末における就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を、全体の50%以上にするという目標でございまして、(2)の平成30年度の実績としましては、24の事業所のうち、10の事業所が就労移行率3割以上となっており、昨年度の率としては41.7%となっているところでございます。令和2年度末の目標の達成に向けて、就労移行支援の利用促進を図るとともに、関係機関と連携をしながら、就労移行支援事業所支援員のスキル向上を図るため、研修機会等の充実を図っていきたいと考えております。

続いて、5ページをご覧ください。「5 就労定着支援利用による職場定着率」でございます。こちらは、就労定着支援事業による支援を開始した時点から、1年後に職場に定着している人の割合を、令和2年度末において80%以上とすることを目標としております。平成30年度の就労定着支援事業の利用者数は51名でございますが、平成30年10月からこのサービスが始まったところでございまして、まだ1年を経過していないことから、1年後の職場定着者数というのは、現時点では出ておりません。今後実績が出てくるものということになります。

以上が、就労に関しての目標及びそれに対する実績ということになります。今後も、就労移行支援事業所の利用促進を図るとともに、障がい者就労支援センター「こあサポート」による就職のマッチングや定着支援、就労定着支援事業を行う事業所の確保などに努めながら、障がいのある方が適性に合った職業で、長く安心して働けるように、支援していきたいと考えております。また企業に対しましても、障がいのある人の就労能力や合理的配慮について、正しい理解の促進を図り、障がい者雇用に取り組む企業をPRしながら、障がいのある人の就労機会の拡大につなげていきたいと考えております。

続きまして、同じ5ページの下段の「6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」でございます。こちらは、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉等が包括的に確保される地

域包括ケアシステムの構築に向け、それらの関係者による協議の場を設置することを指標としたものでございます。現在、既存の「精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会運営委員会」を活用しておりますけれども、このさらなる充実に向けまして、関係者の構成や具体的な協議内容等について、検討を進めているところでございます。

続いて、6ページをご覧ください。「7 地域生活支援拠点の整備」でございます。この目標は、令和2年度末までに、地域生活支援拠点を少なくとも1カ所整備するというものでございますが、既存の事業所が持つ機能を有機的に連携させることで、平成29年度に整備をしたところでございます。今年度からは、自立支援協議会の相談支援連絡会に、緊急相談班を設置し、利用ニーズ等を確認しながら、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築・強化に向け、地域生活支援拠点等の事業内容を検討しているところでございます。

続いて、「8 児童発達支援センターの設置数」から「11 医療的ケア児に対する支援」までが、障がいのある子どもの支援の提供体制の整備に係る成果目標になります。6ページ下段の「8 児童発達支援センターの設置数」については、令和2年度末までに、児童発達支援センターを1カ所以上設置することを目標としておりまして、本市ではすでに福祉型・医療型で1カ所ずつ、計2カ所設置済みということでございます。

続いて7ページになります。「9 保育所等訪問支援の利用体制」です。こちらは、保育所等の様々な育ちの場で、障がいのある子どもに、より質の高い専門的支援を提供する、保育所等訪問支援サービスの提供事業所を、令和2年度末までに1カ所以上確保するということを目標としているものでございます。(2)の実績として、平成30年度には設置・サービスの提供を行うことはできなかったのですが、今年5月に事業所の指定をいたしまして、サービスの提供が開始されました。今後も、新潟市立児童発達支援センターと協力をしながら、体制の整備に努めてまいります。

続いて「10 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保」でございます。令和2年度末までに、当該サービス事業所が1カ所以上ある状態にするという目標に対しまして、平成30年度末時点で、児童発達支援事業所が4カ所、放課後等デイサービス事業所が5カ所となっており、目標を達成しているという状況ではございますけれども、定員の空きがなかなか少ないということもございますので、今後も事業所の増および定員の増に向けて取り組んでまいります。

続いて、8ページをご覧ください。「11 医療的ケア児に対する支援」でございます。保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が、医療的ケア児への適切な支援について、連携を図るための協議の場を設置するという目標に対しまして、平成30年4月から、自立支援協議会の相談支援連絡会に新設した、療育等支援班において、医療的ケア児についての協議を行っております。今後は、平成30年度に実施した各区の社会資源調査をもとに、支援体制の充実に向けた検討を行う予定としております。

続きまして、同じページの下段の「12 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発」についてでございます。こちらは、令和2年度における条例の認知度を、20%以上にするということを目指しております。(2)の取り組み状況といたしましては、平成30年度は、条例の目的である、共生社会の実現に向けて取り組む「ともにプロジェクト」の一環といたしまして、バス停での障がい者アートの展示をさら

に広げるとともに、連節バス車内の広告スペースやモニターを活用して、「バスなか美術館」として障がい者アートの展示を行ったほか、新潟市フェアや、にいがた食の陣などのイベントにおいて、幅広い層に対して、条例のPR活動を行ったところでございます。

なお、新潟市フェアにおいて実施した、条例認知度調査では、認知度が28.4%という結果でございました。今後も認知度向上に向けて、積極的に周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、9ページをご覧ください。「13 学校等への相談機関等の周知」でございます。こちらは、学校の教員が発達障がい等に係る相談を受けた際に、適切に支援機関につないだり、相談窓口を紹介したりできるよう、各種学校に対し、相談機関等の周知を行うことを目標としており、平成30年度におきましては、新潟市発達障がい児者支援体制概要というものを作成いたしました。各学校へ、発達障がいに係る支援機関や相談窓口について、情報提供したところでございます。今後も継続して情報を共有し、教育分野と福祉分野の連携を強化してまいりたいと考えております。

第5期障がい福祉計画の数値目標の達成状況については、以上でございます。

続けて、資料3になります。第5期障がい福祉計画のサービス見込み量に対する実績について、説明をいたします。

第5期障がい福祉計画では、今ほど説明いたしました成果目標のほかに、65の項目の各種サービスについて、サービス提供の見込量というものを年度ごとに設定をしております。この表の中でご覧いただきたいのは、この表の右から3つ目の列、「達成状況に応じて1から5の数字を入力」という欄でございます。ここは、計画で設定した見込み量に対して、平成30年度の実績としてどの程度達成できているかを、5段階で評価した欄になっております。数値で「5」というものは100%以上達成しているもの、「4」というものが80%から100%の達成率、「3」が60%から80%の達成率、「2」が60%未満の達成率で、「1」はその他として、特殊な状況にあるものを表しているということになります。

この全部で65ある項目のうち、達成状況が「5」、100%達成していますという項目は、65のうち38。それから達成状況が「4」、80%から100%達成していますというサービスは、65のうち14ということで、合わせて52、全体の80%に相当する52のサービスについては、設定した見込み量をおおむね提供できているという状況でございます。

設定した見込み量に対して不十分となった残りのうち、主なものについて、ここではご説明させていただきたいと思っております。まず1ページ目の上から5つの事業というのが、訪問系のサービスということになりますが、このうち、2番目の行動援護、3番目の同行援護、それから1つ飛ばして、重度障がい者等包括支援について、達成状況がほかと比べると若干低くなっているという状況でございます。こちらにつきましては、先ほども少し説明させていただきましたが、ヘルパー人材の確保ですとか、あとは利用者のニーズに応じた事業所の確保というのが、課題となっております。達成状況が「1」となっている、重度障がい者等包括支援については、実施している事業所が今ないという状況で、実態としてはほかのサービスと組み合わせて対応しているという状況でございます。

続きまして、2ページになります。上のほうの日中活動系のサービスのうち、上から4つ目の就労定着支援につきましては、先ほどもお伝えしたとおり、昨年10月から開始

したサービスということでございまして、達成率は 36.4%ということになっております。サービスを利用するための支給決定の手続きというのが、利用者の負担になったことが一因と考えられますが、職場定着にかかる支援の必要性の周知に努め、利用促進を図っていききたいと考えております。

それから 2 ページ一番下の、自立生活援助につきましては、達成率が 30%ということでもございました。提供事業所が市内 1 カ所に限られていることもございまして、利用者数が見込みを下回る結果となったところでもございますが、利用ニーズ等を勘案しながら、事業所の参入を働き掛けていきたいと考えております。

続いて、3 ページでございますが、下から 2 段目、保育所等訪問支援につきましては、平成 31 年 3 月時点では提供事業所はなかったのですが、先ほどご説明したとおり、今年の 5 月に事業所の指定を行い、サービスの提供を開始したところでございます。

最後、6 ページになります。上から 4 段目の要約筆記者養成研修事業は達成率が 65.1%にとどまっておりますが、聴覚に障がいのある方の意思疎通支援の充実に向け、現在登録している奉仕員に対しまして、研修会を実施するなど、より高度な技術を有する要約筆記者の養成に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上、達成状況がちょっと低いものの中から、主なものについて説明をさせていただきました。今ほど説明した 3 つすべてになってきますけれども、社会保障関係の経費の増加や福祉人材の確保など、いろいろ課題がございますが、国・県の各機関や、事業所などと密に連携をしながら、引き続きこの 2 つの計画の目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。私からの説明は以上でございます。

#### (有川会長)

はい、ありがとうございます。ただいま事務局より、障がい者計画の進捗状況と、障がい福祉計画の数値目標についての説明がありましたが、何かお聞きになりたいことやご意見等ありましたら、挙手をお願いします。角田委員。

#### (角田委員)

角田です。よろしく申し上げます。資料 1 の進捗状況の中の、児童発達支援センターころんの巡回相談のことについて、質問と確認、それから要望をしたいと思っております。

まず確認をさせてください。現在、幼児期の早期発見と発達支援というところは、新潟市の中では、児童発達支援センターころんで実施されているという理解をしてよろしいでしょうか、ということ、まず 1 点目ご質問したいと思っております。

#### (事務局：児童発達支援センター 大倉所長)

児童発達支援センターころんの所長、大倉と申します。児童発達支援センターでは、就学前のお子さんに対する支援をしております。新潟市発達障がい支援センター JOIN (ジョイン) でも幼児についての相談は受けているとは思いますが、JOIN (ジョイン) に乳幼児の相談があったときには、ころんを紹介してくださることがあります。そのようなときは、うちは就学前の児童については専門機関だと思っておりますので、こちらのほうでご相談を承っております。

(角田委員)

ありがとうございます。そこでなんですけれども、ということは、発達障がい者支援法において示されている、発達障がい児者の早期発見と発達支援というものを、こころんさんも同じように担っていると理解する形でお話をさせていただくにあたって、まず発達障がい支援センターというふうには、ネーミングが「発達障がい」とついているところに、なかなか足が向けられない、敷居が高いというのは過去から言われているところで、この巡回相談というのが、一番実は眠っている部分を掘り起こせる場面だと思っています。そしてその巡回相談の中では、保育所等訪問支援とは違って、園のほうからの要請に基づいて訪れているということだと私は理解しています。ですので、ここが、早期の発見の場であり、早期の支援に結びつける、発達支援を行っていく、最も重要な場所かなと思っています。

そして、この前の新潟日報にも載っていたのですが、大きくなったときに、引きこもりという状態に陥る人たちが、長らく小さい頃に、何らかの形で発達支援を受けられるチャンスがなかった方たちも多く含まれているかと思うんですね。巡回相談というものを、とても大事に見ております。先回の、新潟市発達障がい児者支援協議会関係機関連絡会議の席において、ご担当の方から、ご家族によっては心が折れてしまう可能性があるのも、そうだとわかっていても伝えない場合もあるということ、それも、そのときのご担当者さんの判断によって、そのようにしていますというお答えがありました。そして、何パーセントぐらいそういった方たちはいらっしゃるのかと質問したのですが、数値的には把握はしていないというお答えでした。そして今回の資料、支援件数 906 件が、どのような流れに構成されていくのかという報告書のようなものが、例えば JOIN であれば、国の決まりで、必ず報告書が出されます。相談内容についても、細かく支援の報告が義務付けられていると思います。こういったものが明らかになっていない。30 年前と変わらない状態が、今ここにあるとしたならば、やはり一番大事な場面であるので、巡回相談に、今後どのように取り組んでいくのかという中身を、内容を、報告書等を含めて教えていただきたいというか、わかるような形で示していただきたいです。それをもとに、協議会、新しく部会が今回立ち上げられると聞いておりますので、その中で調整をしていけたら一番いいなと思っています。以上です。

(有川会長)

今のお話についていかがでしょうか。今後の見通しも含めての話ですよ。

(事務局：児童発達支援センター 大倉所長)

JOIN の報告書については、申し訳ないのですが、見たことがなかったので、確認し検討していきたいと思っています。巡回相談によって早期発見につながるというのは、こころんとしても感じておりますので、今後、地域で適切な支援が行えるように、地域支援の質の向上を図っていくような施策をしていこうと、今動いているところです。報告書については、JOIN の報告書を見た上で、こちらのほうでできることはしていきたいと思っています。

**(角田委員)**

強調させていただきたいのは、やはり伝えるという前提だということだと思うんですね。診断に向けるということではなくて、支援ですので、伝えるという前提で、言わない、伝えないということは、ほぼない時代だと思っております。専門的な支援機関ですので、その方がとてもデリケートな問題だから難しいというのは重々承知しておりますが、伝え方というのがあると思いますので、伝えない人もいますというようなことが、実態としてあるということは、ちょっと考えにくいかなと思っておりますので、その点一番大事にとらえていただきたいと思います。

**(事務局：児童発達支援センター 大倉所長)**

おっしゃる通り、伝えていって、保護者の支援につなげるということが大事だと考えておりますので、そのようにしていきたいと思っておりますし、保育園に発達支援コーディネーターもおりますので、連携しながら進めてまいりたいと思っております。

**(有川会長)**

はい、ありがとうございます。ほかにありますか。松永委員、お願いします。

**(松永委員)**

松永です。2、3お聞きしたいのですが、相談支援の基幹相談支援の中で、視覚障がい者が実際に相談に行っているのでしょうか。数がわかれば、教えていただきたいということと、意思疎通支援、コミュニケーション支援というのでしょうか。それとボランティアのところに関係するのですが、視覚障がい者のボランティア、音訳と点訳が書いてあったと思うのですが、今回の資料、私ずっと見たのですが、上手に読み取れなくて、見落としたのかもしれないのですが、視覚障がい者の隣のところの意思疎通、コミュニケーション支援あるいはボランティアのところ、実際にどうなされているかということをお聞きしたいことと、それと同行援護の目標とかもあるわけですけれども、同行援護のヘルパーさんの数が足りているかどうか。全国的に見てもヘルパーさんの数が減っているということが起きていますが、新潟の場合はどういう傾向かということと、それからヘルパーさんの、言い方が少し失礼かもしれませんが、質の問題で、最近、いいヘルパーさんなのですが、親切で優しいのですが、視覚障がい者の心理をご理解いただけないような方が、研修にはあるはずなのですが、ヘルパーさんももとは知的障がい者の方々への対応の中から、視覚障がい者に移ってきたために、視覚障がい者の気持ちをよく理解してないのではないかということ、ときどき伺えます。その辺の研修などをどうされているか、お聞きします。

**(事務局：障がい福祉課 杉本指定係長)**

障がい福祉課指定係長の杉本と申します。2つの質問に答えさせていただきます。基幹についての障がい種別というところですが、大変申し訳ないのですが、身体・知的・精神等はカウントしているのですが、身体障がい者が何人いたとかいうことはあるのですが、例えば昨年でしたら、身体障がい者であれば300人、障がい児20人というのはあるので

すが、その中での視覚障がいをお持ちの方が何人ぐらいいるかというのは、カウントを取っておりませんので、申し訳ありませんが、今後そこについては検討させていただきたいと思えます。

あと、同行援護のヘルパーについてですが、同行援護のヘルパーが足りているかどうかというご質問については、明確にお答えできないのですが、ヘルパー全体は不足しているのかなというのは認識しております。そこにつきましては、障がいだけではなくて、高齢の分野ですね、そちらのほうが目覚めとなっておりますので、高齢、障がいと合わせて、そちらのほうは今回処遇改善ということで、10月からその方々の給料を実質的に上げるというようなことも、国からの指示が出ておりますので、あと高齢のほうで重点事業といえますか、予算をつけて、ヘルパー人材の要請をするというような予算要求もしていると思っておりますので、高齢分野と合わせて確実に強化していきたいと思っております。

あと、最後にヘルパーの質についてですが、ヘルパーの研修ということであると、県のほうに委託して、県から新潟市社協に委託して、ヘルパーの研修、たん吸引等も含めてやっていたところではあるのですが、ご指摘の部分があるというのを伺いましたので、県や新潟市社協に、委員のご指摘を伝えていこうと思っておりますのでよろしくお願いたします。

#### (事務局：障がい福祉課 羽賀管理係長)

障がい福祉課管理係の羽賀です。ボランティアのことについてご説明します。障がい者の方を支えるボランティア活動の人材を育成するために、手話通訳者の講習会ですとか、あと手話奉仕員の講習会、あと要約筆記ですとか点訳講習会などを、市の事業として実施しております。点訳講習会のほうですと、平日の部と休日の部と設けておりますし、今後も皆様にボランティア活動をしていただけるように、進めていきたいと思っております。

#### (松永委員)

相談の数ですが、私たち視覚障がい者、当事者から言うと、現実に視覚障がい者の方がどれだけ困っているかとか、そういう1つの目安になると思えますので、できれば障がい別に数を挙げていただきたいと思っております。一緒くたに、身体障がい者全体でこれだと言うと、じゃあその中の視覚障がい者、聴覚障がい者が、どれだけ困っているか、合理的配慮がどうだとか、そういうことにもなってくると思えますので、できることであれば、その辺までカウントしていただきたいと思っております。

それとボランティア、今回の資料で私は確認できなかったのですが、視覚障がい者の情報環境が変わってきておりますので、点字の利用者が減ってきているという中で、実際に視覚障がい者もパソコンを使ったり iPhone を使ったりして、いろいろなところに挑戦してきていますので、視覚障がい者の情報環境も変わってきていますので、そういう意味で、それにかかわるようなボランティアさんの養成というか、そういうのも必要になってくるのではないかなと思っております。

それと同行援護も、ある程度数は足りているのでしようけれども、10月から報酬が上がるので、それはいいことなのですが、じゃあそれに合わせて数が増えてくださればいいと思うのですが、実際にただ資格を取るときに、資格を取るの取って、各事業所に勤めら

れるわけですがけれども、その後の中での研修というのが実際にはやられていないと思います。事業所ごとにはやられているかもしれませんが、実際に私たち利用者から見ると、資格は取っているけど、やはりもう少し対応の仕方だとか、特に心理的な面での相談があったりしますので、その辺も検討していただきたいと思っています。以上です。ありがとうございました。

**(有川会長)**

ほかにはいかがでしょうか。富田委員。

**(富田委員)**

質問したいことは2点です。1点目は教育についてです。資料ですと、資料1の16ページほどになると思います。育成会の学齢部の会員からの声なのですが、インクルーシブ教育というのが広く渡ってきたのですが、それは素晴らしいことなのですが、始まったばかりなので、それをちゃんと見守っている人がいないと、やっぱりいじめとか障がい児が生活しづらい場面がいっぱい出てきていると。そして、あと支援員さんが、人件費の削減ということで、1時半に皆さん帰ってしまう。そのあとにやはり問題が起こる。障がい児が教室の移動が分からなかったりとか、あとやはりいじめがこっそり行われているので、そういうところをやはり見る人がいないとかわいそうだということです。やはりそういうときに、支援員さんのボランティアを活用するべきだと思うのですが、登録が今59人と書いてあるので、この59人の方が、登録だけなのか、現場にちゃんと出ている方がどれぐらいなのかということが知りたいです。

あと、普通学級の子どもたちにも、障がい児と触れる機会が増えているわけですから、普通の人も障がいのある人もみんな含めて人間なんだよという、そういう教育を伝えていくべきなのではないかなという、学齢部からの声が出ていますので、授業の中でも、障がいのある人もいて、普通の定型発達の人もいて、それぞれ困っていることがあったらお互い助け合っていくべきだみたいな、そういうふうな授業を設けられたらいいなという声がありました。

そして2点目が、地域移行についてです。資料2の1ページ目になると思うのですが、目標が13人で、実績が6人ということで、この6人の区分がどのようになっているかというのを知りたいです。あと、地域移行をどういうふうに進めているかというのが、私は全然わからないのですが、例えば、事業所から何人移行しましたという数字を、障がい福祉課のほうに挙げてくるのを待っている感じなのか。それとも1年あたり13人という目標があったら、例えば候補を15～16人ぐらい挙げて、じゃあしっかりこの15人は今年中に地域移行するように頑張るぞというような、タグを組んでサビ管の方とか相談員の方と本人と家庭と、がっちりこう、何月何日までに地域移行するように頑張らしようというような、チームのようなものをつくって、本当にしっかりやらないとやはりすごく難しいと思うのです。まず高齢者というのはやはり難しいと思いますし、あと知的と自閉傾向がすごく重い、そしてまた他害なんかある方というのは、1～2年では無理ですので、3～4年後ぐらいのスパンで考えたり。あと知的があまり重くないけれども、他害だけひどいという方というのは、やはりグループホームも入りやすいのではないかなと思うので、そ

ういった方をターゲット、重点的に地域移行で考えていくとか、そういうふうな細かい作戦といいますか、そういうのがあるのかどうかというのを知りたいところです。

**(有川会長)**

今のご質問いかがでしょうか。

**(事務局：学校支援課 関原総括指導主事)**

1点目の質問の教育に関しては、学校支援課でお答えしたいと思います。支援員さんの配置についてですが、勤務が今年度は5.5時間の方と6.5時間の方、2パターンあるのですが、それはベースが5.5時間で、6.5時間の方もいるということなのですが、予算が減る中で、人数を確保したいということで、それで勤務時間を短くして、人数を確保したということです。その5.5時間ですから、子どもが学校にいる時間、早く帰るとか、逆に朝遅く来るとかということで、5.5時間の勤務はあるのですが、子どもを見守るのは支援員さんだけではなくて、学校職員全体で、担任だけでなく、学校職員全体で見守るようにしていますので、その辺はご理解いただきたいなというふうに思っています。

ボランティアの活用について、59人というのは、これは昨年度の実績で、今現在は何人かというのはすぐには出てきませんが、ボランティアの付き方として、ずっと1日、通年でずっと学校に入られるという方もいるかもしれないのですが、どちらかと言うと単発で、イベントがあったときに入られる、そのための登録で、ボランティア先と内容が一致すれば、その方をお願いするというパターンもありますので、ボランティアの活用については、今後もまた周知していきたいと思っています。

最後に、通常の学級の子どもたちに、教育の部分で、それは各校で工夫しているところはあると思いますが、ご存じのように、交流および共同学習という形で、障がいのある子が通常の学級へ行って授業を受けているというケースも大変多く見られておりますので、そういった日常の活動を通して、障がいのある人もない人も、ともに学んでいくということを、通常学級の子どもたちにも、しっかりと機会を見て、指導していきたいと考えております。以上です。

**(事務局：障がい福祉課 杉本指定係長)**

地域移行についてですが、昨年の6人の区分は、申し訳ないですが、手元に資料がないので、ただ基本的に区分は4以上の方、恐らく4、5、6だと思います。行き先につきましては、グループホームが3名、自宅が3名。そこで、富田委員等にご説明なのですが、地域移行という、国・県のこのカウント自体が、施設からグループホーム、もしくは自宅のみを想定しておりまして、例えば、病院や障がいの施設から介護の施設へというのは、地域移行にカウントされないので、まずは地域移行というと、グループホームか自宅に行くということで、定義づけられていることをまずご理解いただきたいと思います。

ちなみに、今年度については、上半期で7名が地域移行しています。ただ、その施設につきましても、例えば県リハとか、そういう所は何年間限定の入所の施設とかありますので、そういう所からの移行も含めるということになりますので、なかなかうまく行っていないのかなというところです。

計画は立てておりますけれども、障がい福祉課のほうでは、この方とこの方というようなどころまでということは不可能で、現実的に言ったとしても、ご家族の方の反対等々で、施設にいと安心されるというご家庭が多いので、なかなか難しいのかなと思います。今回、さくら参番館とか、敷地内グループホームということで、重い方を引き受けてくれるグループホームを、補助金つけて作ったのですが、そこにつきましては地域移行を何名かするというような条件の下に、グループホームの施設整備補助をつけたところではあります。そのようなことで、グループホームの施設整備補助の条件の中に、地域移行を何名か必ず受けるというようなことを含めながら、グループホームの施設整備補助を出しているというのが1点と、あと昨年度から、自立支援協議会の中で、地域移行・定着班というのをつくったのですが、昨年度は精神病院からの地域移行に特化したのですが、今年度から太陽の村とかみのり園とか、そういう施設の方々から、その班に入ってもらって、どのようにしたら地域移行が進むかということを検討しておりますので、できる限りこちらのほうも目標もあるところではありますし、必ず果たしていかなければいけない部分ではあると思うので、力を入れていきたいと思っておりますので、またご協力していただければと思います。よろしくお願いいたします。

**(有川会長)**

ありがとうございました。よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。宇治委員。

**(宇治委員)**

私からは2点です。資料1の8ページで、先ほどからボランティアの話がいくつか出ていたかと思うのですが、通所の施設は、やはりボランティアの方にうまくお手伝いしていただきたい、ボランティアの希望はあるのですが、なかなかつながっていかないというところがありまして、その中で、精神保健福祉ボランティアに関する普及啓発を行ったということで、どのように行ったのかという内容と、それからその方たちをどのように今後つなげていくのか、施設なのか、ボランティアの研修なのか、普及をした中で、どのようにつなげる予定があるのかというところを教えてくださいたいのが1つです。

それからもう1点が、資料2の8ページになりますが、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例のことなのですが、条例の市民向けのアンケートを実施したということではありますが、どのような形でアンケートを実施したのかということと、条例の認知度というのも、条例について、条例を知っていますかという部分の認知度なのか、内容も理解した上での認知度なのかということも知りたいところがあります。その2点です。よろしくお願いいたします。

**(事務局：こころの健康センター 溝井所長補佐)**

こころの健康センターでございます。それではまず1点目の、精神保健福祉ボランティアについてでございますが、こちらに記載されております普及啓発につきましては、前年度までは養成ということで、市民講座等を活用していたということですが、養成だけではなくて、広く周知、普及啓発をしていかなければいけないという点も、当然重要でございます。NPO 法人 南区たすけあい・ぱるさんと共同のような形で、市民の方、あ

るいは高校・中学、学生の方に対して、講義・講座というような形で行ったというふうに聞いております。

そういった広く普及啓発していく中で、また可能性といいますか、今後のあり方をまた検討して、今度は全市的なことを考えていかなければいけないということもありますが、検討を進めていくということで考えております。

**(事務局：障がい福祉課 羽賀管理係長)**

障がい福祉課管理係の羽賀です。共生のまちづくり条例の普及についてお答えします。昨年度は新潟市フェアというイベントで、6月30日と7月1日の2日間、新潟市で大きいイベントがイオン新潟南でありまして、その中で1つ私どものブースを設けさせていただきました。条例の普及啓発のパネル展示と合わせて、この条例を知っているかというアンケート調査をさせていただきました。委員のおっしゃるとおり、アンケートの中で、条例の名前を知っているというのと、内容まで知っているというふうに分けたのですが、今ここで数字は持っていないのですが、「名前は知っているけれども中身まではよく知らない」という方が大半でございました。認知度 28.4%の中でも、「名前は知っているけれども内容は知らない」という方が多くいらっしゃいました。今年度もまたアンケートを実施する予定です。12月21日に、同じくイオン新潟南のほうでブースを設けさせていただいて、そこでアンケートをしたいと思いますが、障文祭等もありますので、今後も普及啓発に向けて頑張っていきたいと思っています。以上です。

**(有川会長)**

よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。少々時間のほうも限られている状況ですが、よろしいでしょうか。大体今の話、簡単にまとめさせていただくと、障がいの発見かつその後の支援ですね。その辺りのところでは、巡回相談ということで、内容等にかかわるものが出てきたかなと思います。

あと、人材、特にボランティアの話で、その質の担保というところと、やはりそこら辺の人材の確保というところについて、これは市からも、実際の課題として出されているというところがあるのですが、これをどのように今後具体的に進めていくのかというところですね。その辺りのところが、1つ課題として挙がってきているかなと思います。

あと、地域移行ですね。その辺りについても同様のことが言えますけれども、やはりそこに対して具体的な支援ですとか、それだけではやはり不十分で、啓発を具体的にどう進めていくのかということです。この辺りは、恐らく今回出ている様々な計画もそうですし、社会背景等も大きく変化をしてきている中で、浮かび上がってきているものかなと思いますので、その点についてすぐということとはなかなか難しいとは思いますが、でもこれはやはり早急に取り組んでいかなければいけない課題かなというふうに思っておりますので、ぜひ引き続きご検討いただければと思っております。

それでは、この辺りで議事の1、2を終了させていただきたいと思っております。

## 4. 報告事項

(有川会長)

報告事項になります。報告事項の「(1) 新潟市手話言語条例の制定について」、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 羽賀管理係長)

新潟市手話言語条例の制定について、ご報告いたします。資料4をお開きください。会の冒頭、部長のあいさつにもありましたが、本市では昨年度、2月議会において、新潟市手話言語条例が可決・制定され、4月1日より施行いたしました。本条例は、手話は言語であるとの認識に基づいて、手話への理解促進や、手話をしやすい環境の整備に取り組むことで、すべての人が心を通わせ、お互いの人格や個性を尊重し合う社会の実現を目的としています。

手話言語条例については、平成25年に、全国で初めて鳥取県で条例が制定され、その後、全国各地で条例制定を目指す動きが広まっております。本市においては、昨年度、手話言語条例にかかる議会勉強会が開かれ、当課といたしましても、条例制定に向けた検討に加わり、継続的に調査、審議を行ってまいりました。4月1日の本市での条例制定により、県内では新潟県と10の市町村で条例が成立しております。

このたびの条例の制定により、手話に対する理解促進や、普及に向けた本市の責務や、市民の皆様の役割等が明確化されました。

資料では、市や事業者の責任、役割の概要として、それぞれの立場における責務や役割を示しております。本市では、今まで以上に手話が言語であるとの認識に基づき、本市職員の研修における手話言語条例の説明や、聴覚障がい者による手話講座を実施するとともに、小・中学校においても、手話に関する授業や聴覚障がい者との交流の場を設けていき、授業を実施する際には、講師への謝礼を補助するなど、手話を学ぶ機会の提供や、手話をしやすい環境の整備に取り組んでまいります。

また、各関係機関の団体の皆様から協力をいただきながら、市民や事業者に対する条例の普及啓発に取り組み、手話に対する理解、体制整備を進め、手話を必要とする人があらゆる場面で利用できるよう、環境を整えていきたいと思っております。皆様からのご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいま事務局からご報告がございましたが、何かご説明等ありましたら、よろしくお願い致します。いかがでしょうか。特にはございませんでしょうか。

手話が言語になるということです。これは基本的には、従来からずっと当たり前のようになられていたものなのですが、それが本市においても条例の中で整備されたということになります。

それでは、報告事項(1)を終了させていただきます。続きまして「(2) 共生のまちづくり条例に関わる周知状況等について」、事務局からお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 羽賀管理係長)

共生のまちづくり条例に関わる周知状況等について、ご報告いたします。資料5をご覧ください。初めに、「1. 条例研修会等の実施」についてです。平成28年4月に施行しました、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例に関して、条例施行初年度から、継続して研修会を実施しております。市職員や学校等への研修会と、イベント等でのチラシ配布を合わせますと、合計22回実施し、延べ6,813人に対し、条例の内容について周知を図りました。

次に「2. イベントでの周知啓発の実施」についてです。昨年度、イオン新潟南で開催されました、新潟市フェアをはじめ、さまざまな機会をとらえて、幅広い層に向けて周知啓発活動を実施しました。

次に「3. 障がい等を理由とした差別相談対応」についてです。平成30年度は、1年間で12件の相談に対応しました。当課および障がい者基幹相談支援センターにおいて相談を受け付け、差別的な対応をしたと思われる相手方に対し、相談内容を伝えるとともに、助言等を行う調整活動を行いました。こうした1件1件の相談対応の積み重ねも、障がい者差別の解消に向けた取り組みとして、大変重要なものと考えております。

相談者の障がい種別の内訳を見ますと、知的障がいおよび精神障がい4件ずつ、身体障がい、発達障がい2件ずつとなっております。

引き続き、資料5の別紙をご覧ください。条例の周知に関連して、新たに取り組みを開始した「ともに Entrance」についてご紹介いたします。本市では、条例の目的である共生社会の実現を目指して、平成29年度から「ともにプロジェクト」を立ち上げ、障がいのある人への理解を深める取り組みを行っております。当プロジェクトの一環である、「ともに Entrance」では、「共に生きる社会、ここから、はじめよう」というコンセプトの下、共生社会づくりに関心がなかったり、関心はあってもなかなか踏み出せなかったりする方々が、はじめの一步を踏み出すための入り口として、同じ思いを持つ企業等がつながる場の提供や、共生社会について学び、考えるきっかけづくりなどを行います。

資料裏面に、事業のイメージを掲載しておりますが、企業等による「ともに Entrance」のネットワークを構築し、構成団体同士の情報交換会や、市から企業等に対する共生条例研修会を開催することで、さまざまな分野・サービスにおいて、合理的配慮を浸透させるとともに、共生社会づくりに取り組む、企業独自の事業の活性化につなげていきたいと考えております。

また、障がい者アートを活用したポスターをネットワーク参加企業に提供し、展示・活用してもらうことで、障がい者の文化・芸術活動の周知を図っていきます。

「ともに Entrance」の取り組みにより、共生社会づくりに取り組む企業等のつながりを見出し、学ぶ機会を提供し、斬新かつ親しみやすいアイデアを用いて事業を広げていくことで、生きづらさを感じないということから一步進んだ、魅力的な共生社会の実現を目指していきたいと考えております。

現在、「ともに Entrance」のネットワークに加入していただける、企業や団体を募集しております。昨日現在、33社からご賛同いただいております。皆様からもぜひ周知にご協力いただければと思います。以上で、共生のまちづくり条例に係る周知状況等について説明を終わります。

**(有川会長)**

ありがとうございました。ただいま事務局より説明ありましたが、何かお聞きになりたいことがございましたら、挙手をお願いいたします。はい、広岡委員。

**(広岡委員)**

自立支援協議会の広岡です。「3. 障がい等を理由とした差別相談対応」ですが、ここにあたる窓口というのはどこになるのか、役所なのか、市の本課なのか、よく基幹相談のほうからいろいろ相談を受けるなんていう話も聞いていて、その窓口と、それに対応する方はどなたなのかというところをお聞きしたいのですが、お願いします。

**(事務局：障がい福祉課 羽賀管理係長)**

窓口は、市役所の障がい福祉課、あと各区役所の健康福祉課障がい福祉係、あと基幹相談支援センターの職員となっております。それぞれに相談が行って、例えば、基幹相談支援センターには、いろんな相談が来るとお思いますので、そこからより差別的なものとか、大変なものが障がい福祉課に相談が来まして、一緒に相談を受けるということもございしますが、窓口としては基幹相談支援センター、区役所健康福祉課障がい福祉係、障がい福祉課ということになっております。

**(広岡委員)**

その中でも何か重要な部分ですとか、そういった実例等々を、今後でいいのですが、挙げてもらって、こんな事例があったとか、そういったところも詳しい内容を皆さんに知らせて、自立支援協議会でもいいんですけども、ご報告ですとか、そういった所にも、実例等々も知らせていただければなと思います。

**(事務局：障がい福祉課 杉本指定係長)**

この3月の自立支援協議会で、差別の事例ということで、ちょっと件数は失念したのですが、報告はしておりますので、例えば次回の施策審のほうでも、ご要望であれば、そのような代表的なものをご報告するというところでよろしいでしょうか。

**(広岡委員)**

自立支援協議会では、各区でもやっているのですが、ここの施策審議会でちょっとその内容等がなかったものですから、お願いいたします。

**(事務局：障がい福祉課 長浜課長)**

具体的な話は、今日は時間の関係もあるので、割愛させていただきますが、項目だけで言うと、タクシーの配車拒否についてですとか、温浴施設における差別的対応についてですとか、教会への立ち入り拒否についてですとか、そういったようなものが、実際、相談があった方と相手方との、両者の話を聞くような対応をしたのが、この12件ということになります。実際にはそこまで行かない、単純にご本人からご意見だけ頂いたものと

か、匿名だったのでそういう相談まで行かずに、ご意見だけで終わったものも含めると、大体 90 件近く、さっき言った基幹相談支援センター、市役所、区役所で受けたものがあります。その中から実際に調整というか、両者の話聞いたのが、この 12 件ということでご承知おきいただければと思います。

**（有川会長）**

よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

私、ちょっと 1 点だけ確認したいのですが、今この条例を周知していくにあたって、条例研修会等の実施を行っている。これは当然こういう形で周知していくのが普通だと思うんですけども、ちょっと気になったのは当事者の方たちが 24 人というところで、そもそも、もちろん条例にかかわるのは我々もそうなんですが、障がいのある方たちに対しても、どの程度周知されているのかということが、まず押さえられているかどうかというところだけ、もし何かあるようでしたら教えていただきたいです。

**（事務局：障がい福祉課 羽賀管理係長）**

すみません。特に、当事者の方々がどの程度知っているかという資料等は持ち合わせてございません。

**（有川会長）**

そうなってくると、相談に来られる方たちがかなり限られている可能性もあるんですね。概要は知っているかもしれないけれども、何となく自分たちの権利がどういう形で侵害されているのかということが、具体的に理解できない方たちもおられるかもしれないし、そういう目に遭っていたとしても、これまでそうだったからというところもあるかもしれないので、「共に生きる」というところにおいては、片方だけに対しての周知ではなく、双方に対しての周知という視点をちょっと入れていただくことが、今後お願いできればなと思ったのですが。

**（事務局：障がい福祉課 杉本指定係長）**

あいまいな記憶なのですが、事業所を通じて、チラシ等による情報共有をしたような記憶もあるのですが、やったとしてもだいぶ前なので、今のご指摘を受けまして、事業所を通じて、条例の周知ということで、再度やらせていただければと思いますので、お願いいたします。

**（有川会長）**

お願いします。それでは、よろしいでしょうか。それでは報告事項（2）について、終了させていただきたいと思います。

引き続き「（3）新潟市障がい者デイサポートセンター（通称：明日葉）」について、事務局からご説明お願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 羽賀管理係長)

資料6をご覧ください。新潟市障がい者デイサポートセンター、通称、明日葉について、説明させていただきます。昨年度第2回目の施策審議会の中でもご報告させていただきましたが、この明日葉のサービス形態の見直しについて、現時点での状況を報告させていただきます。

障がい者デイサポートセンター明日葉は、市町村事業の地域活動支援センターⅡ型というサービス形態に位置付けられる施設で、1日あたり定員15名で、入浴、食事の提供、創作的活動などを行っております。地域活動支援センターⅡ型は、障がい支援区分の認定がなくても利用できることから、本来は比較的軽度の方の日中の居場所となる施設でございます。しかし、現状を見てみますと、「2. 現状と課題」の(1)に記載のとおり、サービス形態と利用実態が乖離しております。先ほど、地域活動支援センターⅡ型は、比較的軽度の方の日中の居場所であることをご説明しましたが、実際明日葉では、医療的行為が必要である、重度心身障がい者の方を受け入れたり、特殊浴槽による入浴サービスを提供してまいります。また障がい支援区分4以上の方も、約半数に達しております。

このような利用状況が続いていることから、高い稼働率となっていながらも収支は赤字が続いております。これは、人件費や事業費が多くかかることが原因だと考えております。一方、市内の障がい者の状況を見てみますと、(3)に記載のとおり、障がい支援区分4以上の、いわゆる重度障がい者の割合が、平成18年度の35.9%から、29年度には50.7%まで増加しております。このような状況を踏まえ、明日葉については、①利用実態に合わせたサービス形態へ、②現在の利用者が引き続き利用可能な施設へ、③重度の方の日中の居場所となる施設へ、④国・県の財源を活用した持続可能な施設へという4つの方向性に基づき、来年度から、生活介護などのサービスを行います。また、現在の利用者には影響が出ないよう、生活介護に該当しない方については、市独自サービスとして利用させていただきます。これにより、重度の方の日中の居場所となるとともに、国・県の財源を活用した、一般財源を抑えた持続可能な施設となります。

「5. 今後のスケジュール」ですが、先週の金曜日、8月30日に説明会を行い、現在指定管理者を募集しております。9月27日金曜日までの提出受付となっております。その後、10月下旬に応募者プレゼンテーションの評価会議を行って、指定管理者の候補を選定する予定です。その後、12月議会で指定管理者指定の議決を経て、来年4月より、新たなサービス形態で運用を開始する予定です。明日葉については以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かお聞きになりたいことがございましたら、挙手をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、報告事項(3)につきましては終了させていただきます。

続きまして、「(4)次年度予算の編成について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

それでは、報告事項(4)について、配布資料はございませんけれども、私からお話をさせていただきます。今、新潟市では、来年度の予算編成に向けた作業が、本

格化しつつあるというところでございます。最近では、県の財政の話が新聞などで結構取り上げられておりますが、新潟市につきましても、決して財政状況が明るいことはなく、特に今年度からの3年間というのは、財政の集中改革期間と位置付けまして、これまでも行ってきましたけれども、事務事業の点検ですとか、選択と集中というものを徹底するというので、限りある財源の中で、喫緊の課題に対応していこうということで、今全市的に動いているという状況でございます。

この障がいをはじめとする福祉の分野についても、当然例外ということではなく、施策の方向性ですとか、社会情勢の変化等を踏まえながら、これまで継続してきた事業や制度を、あらためて一から見直していこうということで、今作業を進めているところでございます。

そういった中で、社会情勢や環境の変化などを踏まえながら、今の制度のレベルが適切なかどうか、もしくはその制度を継続していくことが必要なかどうかといった点も、当然見直すということが、場合によっては、いくつかの部分で出てくる可能性もございます。そうは言いながらも、やはりこの福祉の分野、特に障がいの分野につきましても、継続していかなければいけない部分というのも多くございますし、今日もいろいろご意見を頂いたとおり、もっと拡充していかなければいけない部分というのものも、多くある状況でございます。その辺のメリハリをこれから真剣に考えながら、来年度の予算も、必要なものをできる限り確保できるように、取り組んでいかなければいけないと思っております。

各事業について、これまでの状況の分析ですとか、今後の将来見込みなどもしっかりと立てながら、また今日皆様方から頂いたご意見等も参考にさせていただきながら、予算の編成作業に取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きご理解、ご協力をいただければと思っております。よろしくお願いたします。私からは以上です。

#### (有川会長)

はい、ありがとうございます。特に資料等ございませぬけれども、皆さんのほうで何かお聞きになりたいことがございましたら、挙手をしていただければと思います。いかがでしょうか。

1点だけ、今のお話の中に関連することなのですが、施策の方向性によって、今後、集中と選択ということだとは思いますが、具体的に今の時点で、予算についての方向性というところにおけるビジョンというものが、何か定まっていなくて多分決めていけないと思うので、その辺りが何なのかというのを、教えていただければと思うのですが。

#### (事務局：障がい福祉課 長浜課長)

まず選択と集中という、選択という部分で、既存の事業を見直すというポイントについては、やはり市の単独の財源で行っている事業については、今のものが適切なかどうかというのを、一からしっかりと見ていかなければいけないということで、作業を進めているというところでございます。

それから、集中していくという部分につきましても、私ども昨年から言っておりますけれども、今新潟市の障がい福祉施策の中で、大きな課題というか、これからしっかりと取り組んでいかなければいけない3つを挙げておりまして、1つが重度障がい者への対応、それから2点目が、就労の部分ですね。3点目が、いわゆる共生社会の実現ということで、

この3つを大きな課題としておりますので、見直すべきところがあって、見直すということになれば、そういった見直したところの財源も使いながら、今言った、集中的に取り組んでいかなければいけない3つの部分に、その財源をうまく使いながら、障がい福祉の施策を進めていきたいと、大きな方向としては考えているところでございます。

**(有川会長)**

はい、ありがとうございました。ほか、よろしいでしょうか。それでは、報告事項(4)を終了させていただきます。

## 5. その他

(有川会長)

次、その他です。いくつかあると思いますが、その他のほう、事務局からお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 星野給付係長)

障がい福祉課給付係の星野と申します。お願いします。私からは、児童発達支援等の利用者負担の無償化について、ご説明させていただきます。本日机上配布させていただきました、オレンジ色がついているチラシをご準備ください。本年 10 月から実施されます、幼児教育無償化に伴いまして、児童発達支援をはじめとしました、チラシに記載のある、6つの障がい児支援サービスにおいても、就学前の3歳児・4歳児・5歳児を対象に、利用者負担額の無償化が実施されます。

このチラシを、対象となる事業所および障がい児相談支援事業所、各区役所の窓口、基幹相談支援センター等に設置しまして、また、ポスターの配布、掲示も行いまして、利用者に対する周知を行っているところでございます。私からの説明は以上となります。

(事務局：障がい福祉課 羽賀管理係長)

続いて、全国障がい者芸術・文化祭等について説明させていただきます。「第34回国民文化祭・にいがた2019、全国障害者芸術・文化祭にいがた大会」と書かれた資料をご覧ください。9月15日月曜日より、新潟県全域を会場としまして、「第34回国民文化祭・にいがた2019」および「第19回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会」が開催されます。どちらも新潟県では初開催のイベントでございます。会期は11月30日までの77日間で、県内を7つのエリアに分け、それぞれの地域の特色を生かしたイベントが開催されます。

国民文化祭と障害者芸術・文化祭、両者を同時開催することで、障がいのある人もない人もともに楽しみ、感動を分かち合い、交流を広げることを目的としています。本日、皆様にお配りしている、公式ガイドブックから抜粋したものが、資料の裏面にありますので、ご覧下さい。

簡単にご説明いたします。1つ目、「バスなか美術館」は、新潟交通のBRT路線を走る接続バス「ツインくる」の中の中吊り広告を利用しまして、障がい者アートを展示する取り組みでございます。

2つ目、「福祉のいいもの展」は、NEXT21、3階にて、市内24の障がい福祉事業所でつくられたお菓子や小物を販売しております、まちなかほっとショップが、全国各地の事業所のものを展示・販売するものでございます。

3つ目、「ともに Entrance」は、先ほど報告事項の中で説明させていただきましたが、新たにこの当課で立ち上げました、共生社会を目指すネットワーク、「ともに Entrance」に加盟している企業や店舗、施設の入口に、障がい者アートを展示するものでございます。

4つ目、「榎谷藝術ロマン小路ー二〇一九秋日展ー」は、古町榎谷小路の金融機関のショーウィンドウに、アート作品を展示するものでございます。

最後に5つ目、「新潟のまちをより楽しく元気に！ 感性をより磨ける障がい者のおもてなし」ですが、所管は、文化政策課の事業となりますが、障がいのある人でも楽しめるま

ち歩きを実施するものでございます。また、併せてNEXT21、1階にて、休日限定で、障がいのある人もない人も集い、交流できる「誰でもおしゃべりカフェ」を開設し、新潟のまちを楽しむイベントを行います。

その他、新潟市内では、茶会、お香の祭典、連句の祭典といった文化的な祭典や、シンポジウムが開催されます。一部入場料が必要なものがございますが、県内初開催のイベントですので、ぜひ足を運んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、ヘルプマークについてご説明いたします。「ヘルプマークを知っていますか？」というチラシをご覧ください。外見では障がい等があるとわからなくても、援助や介助を必要とされる方が、周囲の方に援助を得やすくなるよう、皆で助け合う社会を目指して、ヘルプマーク、ヘルプカードの配布を7月中旬より開始しております。ヘルプマークは、平成24年に東京都で作成、配布が始まり、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、または発達障がいの方など、援助や配慮を必要としている方が、外見からはわからない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなることを目的としております。ストラップを利用して、かばんなどに身に付けることで、支援を必要としていることを知らせることができ、周囲の方に援助を促すことができます。

また、ヘルプカードは、障がいのある方などが困ったときに、周囲に助けを求めるためのもので、手助けが必要な人と、手助けができる人を結ぶカードです。障がいのある方などが持ち歩き、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたい時に提示することで、あらかじめヘルプカードに記載してある、お願いしたいことについて手助けを求めることができます。

本市では、各区役所の健康福祉課や、地域保健福祉センターの窓口などで、希望者に配布しております。ヘルプマーク・ヘルプカードは、周囲の方の支援を促すことを目的としていることから、広く市民の皆様、関係機関の方々に趣旨をご理解いただくことが重要です。周知啓発をこれからも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### （事務局：障がい福祉課 織田島就労支援係長）

最後になりますが、就労支援係織田島と申します。障がい者大運動会についてのお知らせになります。お配りしました大運動会のパンフレットをご覧ください。こちらは、年に1度開催している、障がい者大運動会ですが、昨年度は、これまでの陸上競技場から、天候に左右されない東区の東総合スポーツセンターへ変更して開催しました。雨天中止だったり、台風中止ということで、2015年以来3年ぶりの開催でしたが、市内すべての区から700名の方の参加がありました。

パン食い競争など、障がいのある人もない人も、一緒に楽しめる内容となっておりますので、皆様のご参加をお待ちしております。ご参加の場合は、内履きを持参してください。よろしくお願いいたします。

#### （有川会長）

ありがとうございました。以上になりますでしょうか。今、その他で、4つ報告がありましたが、内容につきまして、聞いておきたいことがございましたら、いかがでしょうか。

(角田委員)

ヘルプカードの配布ですが、これは個人がもらいに行く以外にはもらえないんですか。

(事務局：障がい福祉課 羽賀管理係長)

はい、基本的には個人の方が来ていただいて、どなたでも差し上げることができるのですが、簡単なアンケートだけお答えいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(有川会長)

よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。それでは、令和元年度第1回新潟市障がい者施策審議会は、以上で終了となります。委員の方々それぞれのお立場でお気付きのこと、あるいは日常の中でお考えのことがありましたら、お手元に「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございますので、現状を踏まえた意見や提案について書いていただいて、提出いただけたらと思っております。皆様には、お忙しいところ、長時間にわたる会議へのご協力・ご出席いただきまして、大変ありがとうございました。それでは、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

## 6. 閉会

(司会：障がい福祉課 佐藤課長補佐)

有川会長、長時間に渡りまして議事進行いただきまして、ありがとうございました。また、委員の皆様も、活発なご発言をいただきまして、ありがとうございました。

最後に、事務連絡ですが、本日お車でお越しの委員におかれましては、駐車券を無料処理してありますので、お帰りの際に受付の所でお受け取りくださいますよう、お願いいたします。

以上で、令和元年度第1回新潟市障がい者施策審議会を終了いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。